

別表 再利用対象物の保管場所 最低必要面積 算定基準

用途	延べ面積	10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	50,000 m ² 以上 100,000 m ² 未満	100,000 m ² 以上								
事務所 飲食店 学校 病院・診療所	4 m ² 以上	4 m ² + 10,000 m ²	(延床面積 - 10,000 m ²) × 3 m ² 以上	16 m ² + 10,000 m ² 以上	26 m ² 以上								
						4 m ² 以上	4 m ² + 10,000 m ²	(延床面積 - 10,000 m ²) × 4 m ² 以上	40 m ² 以上				
										3 m ² 以上	3 m ² + 10,000 m ²	(延床面積 - 10,000 m ²) × 2 m ² 以上	16 m ² 以上

注 1 上記用途に該当しない事業用大規模建築物については事前に協議すること。

注 2 対象延床面積は共用部分を除くこと。

注 3 主たる用途に付随する事務所等は主たる用途と見なす。

注 4 対象延床面積が 10,000 m²未満の複合建築物の最低必要面積は 4 m²以上とすること。

注 5 対象延床面積が 10,000 m²以上の複合建築物の最低必要面積は各用途別に対象延床面積があるものと仮定し、各々最低必要面積算出し、その面積に「各用途別面積 ÷ 対象延床面積」の比率を乗じ、その最低必要面積を合計した面積（以下、「合計面積」という。）以上とすること。ただし、合計面積が 4 m²未満となった場合の必要最低面積は 4 m²以上とすること。

注 6 算出にあたっては小数点第 2 位を四捨五入すること。